

不動産登記令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百六十二号） 新旧対照条文

目次

○ 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（第一条関係）	1
○ 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）（第二条関係）	3
○ 農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）（第三条関係）	6
○ 建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）（第四条関係）	7
○ 企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）（第五条関係）	8

改正後	改正前
（添付情報） 第七条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。 一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報 イ 会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号 ロ イに規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報 二〃六 （略） 2・3 （略） （代表者の資格を証する情報を記載した書面の期間制限等） 第十七条 第七条第一項第一号ロ又は第二号に掲げる情報を記載した書面であつて、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。 2 （略） 別表（第三条、第七条関係）	（添付情報） 第七条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。 一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報 （新設） 二〃六 （同上） 2・3 （同上） （代表者の資格を証する情報を記載した書面の期間制限等） 第十七条 第七条第一項第一号又は第二号に掲げる情報を記載した書面であつて、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。 2 （同上） 別表（第三条、第七条関係）

(略)	三十二	(略)	項
(略)	表題登記がない建 物についてする所 有権の処分の制限 の登記	(略)	登記
(略)	当該表題登記がない建物 が敷地権のある区分建物 であるときは、次に掲げ る事項 イ・ロ (略) (削る)	(略)	申請情報
(略)	イ・ロ (略)	(略)	添付情報

(同上)	三十二	(同上)	項
(同上)	表題登記がない建 物についてする所 有権の処分の制限 の登記	(同上)	登記
(同上)	当該表題登記がない建物 が敷地権のある区分建物 であるときは、次に掲げ る事項 イ・ロ (同上) ハ 敷地権の登記原因及 びその日付	(同上)	申請情報
(同上)	イ・ロ (同上)	(同上)	添付情報

改正後	改正前
（添付情報） 第十三条 船舶の登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。 一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報 イ 会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号 ロ イに規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報 二・三 （略） 四 所有権の保存若しくは移転の登記を申請し、又は登記がない船舶についてする所有権の処分の制限の登記を嘱託するときは、次に掲げる情報 イ （略） ロ 所有権の登記名義人となる者が会社であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報 (1) 会社法人等番号を有する会社にあつては、当該会社の会社法人	（添付情報） 第十三条 船舶の登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。 一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報 （新設） 二・三 （同上） 四 所有権の保存若しくは移転の登記を申請し、又は登記がない船舶についてする所有権の処分の制限の登記を嘱託するときは、次に掲げる情報 イ （同上） ロ 所有権の登記名義人となる者が会社であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該会社のすべての代表者（第一号の代表者を除く。）その他の業務を執行するすべての役員の資格を証する情報 （新設）

等番号

(2) (1)に規定する会社以外の会社にあつては、当該会社の全ての代表者（第一号ロの代表者を除く。）その他の業務を執行する全ての役員の資格を証する情報

ハ 所有権の登記名義人となる者が会社であるときは、当該会社の全ての代表者及び業務を執行する役員の三分の二以上の者が日本人であることを証する情報

ニ 所有権の登記名義人となる者が会社以外の法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報

(1) 会社法人等番号を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号

(2) (1)に規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の全ての代表者（第一号ロの代表者を除く。）の資格を証する情報

ホ 所有権の登記名義人となる者が会社以外の法人であるときは、当該法人の全ての代表者が日本人であることを証する情報

五 (略)

2 (略)

3 第三十五条第一項において準用する不動産登記法第十八条第二号の規定により申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を含む。）を登記所に提出する方法により登記を申請するときは、第一項第四号イからホまで（同号ロ(1)及びニ(1)を除く。）に掲げる情報を記載した書面であつて、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつて

ハ 所有権の登記名義人となる者が会社であるときは、当該会社のすべての代表者及び業務を執行する役員の三分の二以上の者が日本人であることを証する情報

ニ 所有権の登記名義人となる者が会社以外の法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該法人のすべての代表者（第一号の代表者を除く。）の資格を証する情報

（新設）

ホ 所有権の登記名義人となる者が会社以外の法人であるときは、当該法人のすべての代表者が日本人であることを証する情報

五 (同上)

2 (同上)

3 第三十五条第一項において準用する不動産登記法第十八条第二号の規定により申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を含む。）を登記所に提出する方法により登記を申請するときは、第一項第四号イからホまでに掲げる情報を記載した書面であつて、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）

は、区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

（添付情報）

第二十七条 製造中の船舶についての抵当権に関する登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報

イ 会社法人等番号を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号

ロ イに規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報

二〇四（略）

2（略）

、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

（添付情報）

第二十七条 製造中の船舶についての抵当権に関する登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報

（新設）

二〇四（同上）

2（同上）

改正後	改正前
（添付情報） 第十条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。 一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報 イ 会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号 ロ イに規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報 二〃四 （略）	（添付情報） 第十条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。 一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報 （新設） 二〃四 （同上）

改正後	改正前
（添付情報） 第八条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。 一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報 イ 会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号 ロ イに規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報 二〃四（略） 2（略）	（添付情報） 第八条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。 一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報 （新設） 二〃四（同上） 2（同上）

改正後	改正前
（添付情報） 第八条 企業担保権に関する登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。 一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報 イ 会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号 ロ イに規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報 二〃四 （略） 2 企業担保権に関する登記を申請する場合において、登記義務者（企業担保権設定者を含む。以下この項において同じ。）の登記識別情報を提供することができないときは、これに代えて次に掲げる措置を講じなければならない。 一 電子情報処理組織を使用する方法、法務省令で定めるところにより申請情報の全部を記録した磁気ディスクを登記所に提出する方法（委任による代理人によつて登記を申請する場合にあつては、当該代理人の権限を証する情報が磁気ディスクに記録されている場合に限る。）その他法務省令で定める方法により登記を申請するときは、登記義務	（添付情報） 第八条 企業担保権に関する登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。 一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報 （新設） 二〃四 （同上） 2 企業担保権に関する登記を申請する場合において、登記義務者（企業担保権設定者を含む。以下この項において同じ。）の登記識別情報を提供することができないときは、これに代えて次に掲げる措置を講じなければならない。 一 電子情報処理組織を使用する方法、法務省令で定めるところにより申請情報の全部を記録した磁気ディスクを登記所に提出する方法（委任による代理人によつて登記を申請する場合にあつては、当該代理人の権限を証する情報が磁気ディスクに記録されている場合に限る。）その他法務省令で定める方法により登記を申請するときは、登記義務

者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行つた申請情報（委任による代理人によつて登記を申請する場合にあつては、当該委任による代理人の権限を証する情報）に商業登記法第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明を併せて提供する措置 二（略） 3・4（略）	者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行つた申請情報（委任による代理人によつて登記を申請する場合にあつては、当該委任による代理人の権限を証する情報）に商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明を併せて提供する措置 二（同上） 3・4（同上）
---	---